

包摂後の工業統計調査の実施方針（案）等について

令和2年12月15日

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

目次

I . 前回の議論	p. 2
II . 都道府県、市区町村からの主な意見	p. 5
III . 調査対象範囲について	p.10
IV . 調査実施方針案について	p.12

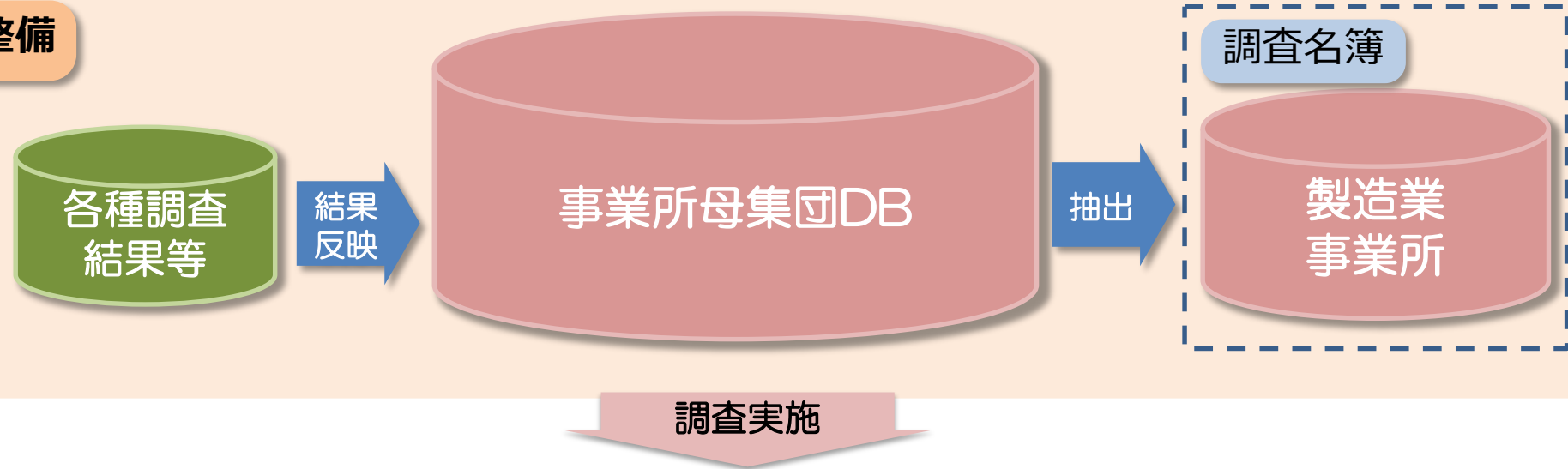
前回の議論

包摂後の工業統計調査の流れ（2022年以降）（案）

第2回分科会資料
から引用

- 経済構造統計調査への包摂に当たっては、
 - ・GDP推計に必要な調査・集計事項及び公表時期は維持。（事業所単位の調査も維持）
 - ・調査名簿を、工業統計調査準備調査名簿から事業所母集団データベースに切替え。
 - ・調査員調査の廃止（国による郵送・オンライン調査に変更）

名簿整備



調査

総務省・経産省

調査票等の作成

調査票の審査
集計・公表

郵送

返信用封筒による返送・インターネット回答

事業所又は本社等

調査票に記入

調査対象範囲について

- 裾切り方法は、産業分類別の出荷額等を基本として、上位何%を抽出範囲（実査の対象範囲）とするかについて具体的検討を進めたい。
- 検討に当たっては、前回分科会において、審査の充実の必要性を指摘されていることから、実査可能性及び費用対効果の観点を踏まえることが必要。
- なお、経済構造実態調査の全産業化等の見直しを含めた予算額や、実施経費の見積結果も踏まえつつ、調査対象範囲の検討を行うこととしたい。

集計方法について

- 調査対象外事業所については、
 - ・経理事項については、前述の方式により推計
 - ・その他の項目については、事業所DBの名簿情報（所在地、従業者数等）を使用して、現在と同等の集計表を作成（従業者階級区分等は今後検討）
 - 詳細な地域別集計（市町村別結果等）については、レジスター統計での公表や、必要に応じて参考表として特別集計することも検討
- ※（補足）本推計方法は、個別の事業所ごとに推計するため、どのような集計でも再現は可能

都道府県、市区町村からの主な意見

都道府県、市区町村からの主な意見

■ 第1回及び第2回製造業分科会の審議結果について、都道府県、市区町村に共有を行うとともに意見照会を実施。現状の主な意見は以下のとおり。

〔対応方針〕

① 都道府県・市区町村別結果の精度確保

a) 都道府県・市町村レベルで、これまでと同様の集計・公表の要望

参考表(市区町村別集計)も含め、工業統計調査・経済センサス-活動調査と同等の集計を提供

b) できるだけ高い抽出率の要望。都道府県・市町村別シェア率での抽出要望

全国レベルの精度を担保するため、全国シェア率で、かつ実施可能性のある範囲で高い抽出率とする
※補足資料p7

② 回収率・結果精度の維持

a) 現行の回収率の維持要望

十分な周知広報等を含め、現状レベルの回収率を目途とした調査を実施

③ 民間委託による審査精度の向上

a) 審査が国直轄で行われる場合に詳細な審査ができる体制整備を要望

・現行の簡易審査ではなく本審査を実施
・令和3年経済センサス-活動調査からの接続も踏まえた審査を実施

④ 調査事項・集計結果表の維持

a) 調査事項の維持要望(県民経済計算、市民経済計算、産業政策の基礎資料の観点から)

現行と同様の調査項目とする
※補足資料p8

b) 公表スケジュールはどうなるのか。

速報の位置付け、確報集計の早期化も含めて検討中

補足資料：都道府県別抽出を行った場合の抽出数

全国抽出・都道府県抽出について

<全国：産業分類別事業所抽出>

出荷額等規模	事業所数	出荷額等規模	事業所数
上位90%	121,824	上位95%	176,112

※平成28年経済センサス-活動調査の調査票情報を用いて集計
(1人以上の全製造業事業所が対象)

都道府県別抽出(都道府県別×産業分類別)を行うと、調査対象事業所数が、上位90%抽出でおおよそ25%増となる見込み。

※工業統調査名簿を用いて算出した数字

上記から、都道府県別抽出を行う場合、実査可能な対象数を勘案すると、全国抽出の場合よりも抽出率を下げる必要が生じることから、結果精度をできる限り確保する観点から、全国ベースでの抽出を基本とする。

補足資料：調査項目について①

包摂後の調査項目について

現行の調査項目（※詳細は調査票参照）

- 現行の工業統計調査の甲調査・乙調査 共通事項
…経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 現行の工業統計調査の甲調査のみの調査事項
…有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

甲調査：従業者30人以上の事業所
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所

- ・包摂後も調査項目は基本的に維持
 - ・調査票のフォーマットは経済センサス-活動調査（製造業調査票）をベースとする方針
- ※経済センサス-活動調査（製造業調査票）では全事業所に対して統一的なフォーマットを使用し、従業者数規模で記入範囲を区分けしている。
※包摂後の調査票の詳細は次回分科会で提示予定

<参考> 対象事業所数比較（平成28年活動調査ベース）

○現状の調査対象を維持した場合（4人以上全数）
4人～29人（乙調査票）：約21万事業所
30人以上（甲調査票）：約5.1万事業所

○出荷額等ベースで抽出した場合※9割抽出の場合
1人～29人：約7.8万事業所
30人以上：約4.4万事業所

※報告者負担について

比較的規模の大きい事業所（出荷額等上位抽出された事業所）が対象になることにより、全体として対象数も減少し、報告者負担軽減にもなっている。

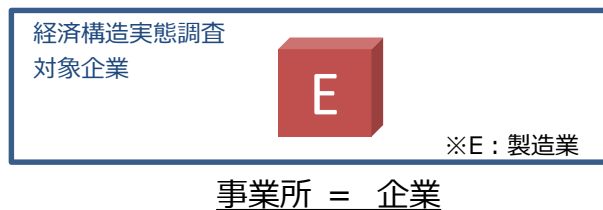
補足資料：調査項目について②

現行の経済構造実態調査（企業調査票）との重複項目の是正について

調査票発送方法

重複項目等の是正

1. 製造業の単独事業所企業



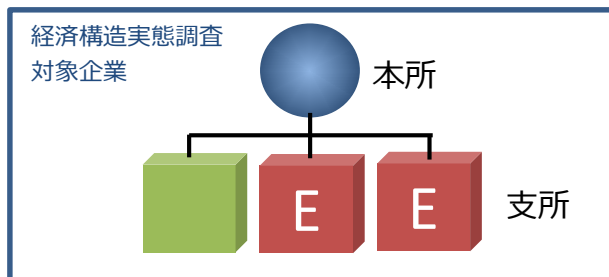
企業調査票として「製造業事業所に関する調査票」を1部送付



左記の通り（企業調査票と事業所調査票の両方の送付はしない）

2. 製造業事業所をもつ複数事業所企業

①経済構造実態調査対象企業の場合

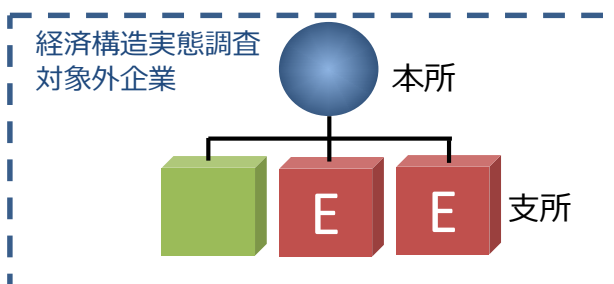


本所に「経済構造実態調査の調査票」（1部）及び「製造業事業所に関する調査票」（左図の場合は2部）を送付



製造業事業所に関する調査票では企業項目（経営組織、資本金）は把握しない（調査欄には「*」を入力しておく等で対応）

②経済構造実態調査対象外企業の場合（参考）



本所に「製造業事業所に関する調査票」（左図の場合は2部）を送付



（特になし）

調査対象範囲について

調査対象範囲について

調査対象範囲について(第2回製造業分科会における今後の方針)

- ・ 裾切り方法は、産業分類別の出荷額等を基本として、上位何%を抽出範囲（実査の対象範囲）とするかについて具体的検討を進めたい。
- ・ 検討に当たっては、前回分科会において、審査の充実の必要性を指摘されていることから、実査可能性及び費用対効果の観点を踏まえることが必要。
- ・ なお、経済構造実態調査の全産業化等の見直しを含めた予算額や、実施経費の見積結果も踏まえつつ、調査対象範囲の検討を行うこととしたい。



- 第2回分科会后、複数の民間事業者から、工業統計調査の包摂後の経済構造実態調査に係る見積を依頼・結果を受領。



- 事務局にて、現状の予算規模や、民間事業者の受託可能な規模等を勘案した上で判断した結果、「おおよそ12万事業所程度（全国抽出で上位90%程度）」を抽出範囲とすることが、現実的に実現可能性がある最大の抽出率であった。

調査実施方針案について

製造業事業所に関する調査の実施方針案（概要）

	包摂後(案)	現状
調査目的	ー(経済構造実態調査に包摂)	我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること
母集団	事業所母集団データベース	独自名簿
調査の対象	日本標準産業分類「大分類Eー製造業」に属する事業所 ただし個人経営の事業所を除く 産業大・中・小・細分類別に出荷額等を上位から累積し、当該分類に係る出荷額等総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所	日本標準産業分類「大分類Eー製造業」に属する事業所 甲調査: 従業者30人以上の事業所 乙調査: 従業者4人以上29人以下の事業所
調査事項	基本的には経済センサス-活動調査における製造業調査票と同様 ※詳細な調査票は次回分科会で提示予定	○甲調査・乙調査 共通事項 経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等 ○甲調査のみ 有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等 ※調査票参照
調査手法	郵送・オンライン調査	調査員調査及び郵送・オンライン調査

※下線部は主な変更点

調査実施方針案（概要）

包摂後(案)

現状

公表・集計

【公表】

速報の位置付け、確報集計の早期化も含めて検討

※詳細な公表スケジュールは次回分科会で提示予定

【集計表】

現在と同等の集計表を作成(従業者階級区分等は今後検討)

ただし、市町村別結果等の詳細集計や個人経営事業所を含めた集計(産業横断的集計)については、レジスター統計での公表や、必要に応じて参考表として特別集計することも検討

※詳細な集計体系は次回分科会で提示予定

【公表】

速報:調査実施翌年の3月末まで
概要版:調査実施翌年の5月末まで

確報:調査実施翌年の12月末まで

【集計表】

(略)

※下線部は主な変更点

参考資料

経済構造実態調査の概要

創設の目的

- ・ サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること
- ・ 年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳（生産・投入構造）を明らかにすること
- ・ 各種行政施策のための基礎情報を整備すること

調査の概要

【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査実施中間年の経済構造統計を作成すること

【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年が1回目）

【調査の種類】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）の売上・費用の構造を横断的に把握

※母集団：事業所母集団DB

乙調査：特定産業の特性事項を把握する調査

【調査対象範囲】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業～サービス業）に属する企業（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く）

乙調査：特定のサービス業等に属する企業及び事業所

【調査の流れ】

総務省・経済産業省
(共管)

調査実施事業者

報告者

(郵送、オンライン)

既存の統計調査の統合・再編

経済構造実態調査は、報告者の負担軽減を図るため、既存の3調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握



工業統計調査の概要

調査の概要

【調査の目的】

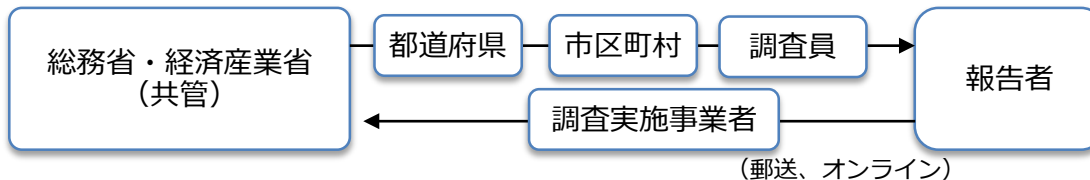
我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること

【調査の対象・種類】

日本標準産業分類「大分類E－製造業」に属する事業所
母集団：独自名簿（※調査実施前に「準備調査」を実施し、整備）
甲調査：従業者30人以上の事業所
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所

【調査の流れ】

① i) 乙調査の対象事業所、ii) 新たに甲調査の対象となる事業所



② 甲調査の対象事業所(上記① ii)に該当する事業所を除く)



【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施

【調査事項(※詳細は調査票参照)】

＜甲調査・乙調査 共通事項＞

経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等

＜甲調査のみ＞

有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

【公表】

速報：調査実施翌年の2月末頃

確報：調査実施翌年の4月以降12月末までに順次